

# 社会賃金論について

中村智一郎

## 1. はじめに

社会賃金について『賃金』の範疇をつかうことは擬制的な使用にすぎないとしても、それが労働力再生産費の社会化、賃金の社会的補完の具体的形態として、現代の窮乏への対応としての一定の役割を担って必然化した事実のもつ意義は看過する訳にはいかない。そこでこれが社会『賃金』と称される性格を担って実在することの意味を明らかにすることが先づ意図された。このためその理論的な検討と政策的な意義を分析するなかで、社会賃金論なる理論構成が現段階において担う意義を明らかにすることが本稿の主題とされる。<sup>1)</sup> 本稿はもともと拙稿「いわゆる社会賃金について」の続編をなすものであり、したがって前稿によって課題として残された諸論点の分析に主眼が置かれなければならないし、また本稿の視点はそこに限定される。<sup>2)</sup>

注 1) 拙稿「いわゆる社会賃金について」(『千葉敬愛経済大学研究論集』第9号)  
202頁以下。

2) 本稿は前稿の続編であるため、前稿で整理された諸論点については、それを「」付で援用するとしても、特に必要と考える場合を除いては無用の重複をさけるため一々引用箇所などを示すことは省略する場合がある。

## 2. 社会賃金論の検討

社会賃金については前稿で述べたように、必ずしも統一した概念・名称は与えられていないが、多くの場合『賃金』という言葉を添えて説明され

て来た。その中でとりわけ舟橋尙道教授は「労働の価格とは別個にいわゆる社会的賃金の範疇は形成される」と積極的に主張して居られた。したがって本稿もまた前稿で整理された舟橋理論を中心とする論点をふまえて考察を進めることとする。

検討を進めるに当っては先づ賃金概念の理解の仕方にさかのぼって確認することが、この場合必要とされるであろう。さて賃金は労働力の価値または価格の転化形態であるという点については、個々に前稿の各論者の説明を引用するまでもなく異論はないようである。次に労働力の価値または価格が賃金という転化形態にどのように現われるかについて、資本論の著者は「労働力の価値は労働者のある一定の寿命 (Lebensdauer) を基準として計算されて居り、この寿命には労働日の一定の長さが対応する」と述べているが、この点は舟橋教授もまた「労働力の価値法則が退職後の生活維持を含むものと考えなければ、労働力の再生産費用を考えることはできない」といわれている。<sup>3)</sup> 労働力の価値はかくして労働者の生涯にわたる再生産を基準としていると解する点でも一致して居り、他の諸論者もまたこの限りでは異論はないようと思われる。ところで賃金制度はもともと資本制社会の産物であり、その水準は、具体的な労働市場における各国の、各時代の社会的・歴史的諸条件に規定されて現象する。このことは各国の、各時代の特殊要因を反映して労働力の価値が賃金という形態に、つまり労働の価格に転化して現われることを意味している。本来賃金は労働力商品の価格である以上、それは他の商品の価格を決定するのと同じ法則によって決定される。しかしながら「労働力の価値は……ほかのすべての商品の価値と区別されるいくつかの特徴がある。労働力の価値を形成するのは2つの要素である。1つは主として生理的因素、もう1つは歴史的ないし社会的な要素である。労働力の価値の最低限界は、生理的因素によって決定される」<sup>4)</sup> このため「賃金の最低限をきめることはできるが、その最高限をきめることはできない……それが実際にどの程度のものに確定されるか

## 社会賃金論について

は、資本と労働とのたえまない闘争によってはじめて決まる。」「事態はけっきょく闘争者たちのそれぞれの力の問題となる」。<sup>5)</sup>すなわち賃金と利潤が敵対関係にある以上、利潤の最大限は労働者の生理的最小限に照応するという関係式の成立は必然的である。このようなものとしての「労働力の価値の最後の限界または最低限をなすものは……肉体的に欠くことの出来ない生活手段の価値である。もし労働力の価格がこの最低限まで下がれば、それは労働力の価値よりも低く下がることになる。なぜならば、それでは労働力は萎縮した形でしか維持されることも発揮されることもできないからである」ところが労働力商品のもつ特殊な性格のため、常に必ずしもすべての労働力商品はその商品性が貫かれていたわけではない。また理想的な賃金制度が存在するわけでもない。それ故に資本主義社会形成の当初から、その発展段階に対応した生活補完の仕組みを見出すことができる。その仕組みはおよそ次のように整理することが出来るであろう。資本主義の初期段階には救貧制度が一元的に対応した。産業資本主義段階の特殊条件は労働組合の相互保険=共済制度を発生させた。独占資本主義段階に入ると機械の充用は婦人労働および児童労働を追加労働力として資本のために準備することを可能とするばかりでなく、成人男子労働者の労働力の価値を家族構成員のうえに分割し、労働力の価値の低下をもたらした。したがって労働力化された家族構成員の労働の価格を合計することによって家族の慣習的な生活水準は維持される外なかった。この段階では価値分割の外に、社会保険、フリンジ・ベネフィットおよび福利施設などが現われた。しかし国家独占資本主義段階における矛盾はこれらの補完策のみによる生活保障を不可能とした。そこから制度的保障の体系が要請され、現代的窮乏への対応としての生活補完の手段として、歴史的・社会的諸条件の下で社会保障制度が必然化したのであった。<sup>7)</sup>以上極めてシエーマ的な整理であるが、夫々の段階における生活補完の手段について、その手段の担う性格は別として、そのアウト・ラインは一応このように区画して

差支えないであろう。しかしながらそれぞれの段階で、どのような生活補完の手段が講じられたとしても、それぞれの段階における歴史的・社会的諸条件の下でとられた手段であることを意味するにすぎず、それが賃金範疇を形成するものではないことは言うまでもない。ところで舟橋教授はこれらの手段のうち「1. 労働組合の相互保険、2. フリンジ・ベネフィットおよび福利施設、3. 社会保障」の3形態を社会的賃金の諸形態として主張して居られる。個々の性格の検討は後に行うとして、これらが社会的『賃金』の範疇を形成するといわれる論点を整理すると、「労働の価格は、基本的には労働力の価値法則によって規定される」だから「ノーウォーク・ノーペイの原則」の矛盾解決策として、退職後或は労働中断期に『賃金』が『社会的賃金』によって補充されるということである。しかし「労働力の価値は労働者の一定の寿命を基準として計算されて居る」のである。また教授は「社会的賃金の範疇は……労働運動の圧力と媒介として生み出されたものである。いってみればそれは労働力の価値法則の貫徹過程を示すもの<sup>8)</sup>」であるとも云われる。だが賃金が「資本と労働とのたえざる闘争によってのみ定まる」としても、だから「労働運動の圧力を媒介として生み出されたもの」 = 「社会的『賃金』」ということとは媒介項なしには接続しない。それが「労働力の価値法則の貫徹過程を示す」ということを主張されても、労働力の価値の形態をとるという説明にはならないということである。ただ労働者階級は生活保障を求めて批判・抗争を行なう。そこでその制度的条件として労働組合が生成し、法的な確認をえて発展する。このようなプロセスの中で資本との対抗関係を形成しうる階層と共に対抗関係を形成しえない階層を包んだ一般的な階級関係を背景として、賃金とは別個の生活補完の手段がそれぞれの発展段階に対応して講じられてきたのであった。このことは要するに「資本主義社会の基本的人間関係である労資関係そのもののなかには生活保障方式は含まれていない」ことを反映していることを示している。

## 社会賃金論について

舟橋教授は資本主義の生成と共に「労働力の価値法則の作用にもとづいて」「労働することができない間の生活保障」のため「社会的賃金」の成立は必然的であると説明される。しかし労働力の価値法則は正に資本主義的な「労資関係そのもの」のなかで作用する法則であるから、それ自身生活保障方式を含むものではない。ところが教授によればすべては「労働力の価値法則」に包み込まれて説明は完結する。とすると教授にとって労働力の価値法則とは何かという新たな問題が生ずる。

舟橋教授にとって社会賃金と労働力の価値法則は相互関係にあるかのようである。すなわち「社会政策（＝社会賃金……筆者）は、労働力の価値法則にもとづいて成立・発展したものであり、したがって逆にいえば労働力の価値法則は社会政策を媒介として貫かれるのである」と、両者は「法則にもとづいて成立・発展し」たものが、「逆にいえば」それは「媒介として貫かれる」ものでもあったのである。いいかえれば社会政策を成立・発展させた「法則」は社会政策を媒介として貫かれ、社会政策を媒介として貫かれた「法則」は社会政策を成立・発展させることとなる。かくてこの相互関係論は無限の循環論となるであろう。われわれは相互作用関係を否定するものではない。また教授は労働力の価値法則とは別に、社会賃金の範疇は「労働運動の圧力を媒介として生み出された」といわれ、それは「労働力の価値法則の貫徹過程を示す」と述べられて居られるがこの点に問題が残る。これは後に述べるが、ともあれ先の循環論は結局何も説明したことにはならないのではなかろうか。すなわち労働力の価値法則が貫かれるということと、その媒介者が社会的賃金であったということをどれほど主張されても、社会賃金が労働力の価値の形態をとっていることの論証にはならないしました、「権利と権利との対抗」を除外した価値法則の作用にもとづいて社会的賃金の範疇の成立を主張しても、それが賃金の基本法則に従うことの論証にはならない。要するに社会賃金は一般に確認されている賃金とは別の範疇に属するものであり、『賃金』の範疇を使うこと

は、結局は擬制的な使用にすぎないといえるであろう。必要生活手段商品が集団化・社会化して補充されるということと、それが労働力の価値の形態をとるか否かということとは自から別の次元に属することなのである。

ところで法則は法則性をもって貫かれるからこそ法則とよばれるのである。しかしながらこの法則の実現に際しては、各国の、各発展段階における個別的な諸条件の規定をうけることは当然である。「社会政策（＝社会賃金……筆者）成立の法則的根拠は、労働力の価値法則の作用にある。

……その意味において社会政策成立の根拠は、『労働力の保全』にあるのではなく、『労働力の価値』にある<sup>11)</sup>とされる舟橋教授にとってはまた「社会政策の経済的必然性は、労働力の保全ではなくて、労働力の価値法則の作用（にあり）……労働力の価値法則には、労働力保全の要因が当然に含まれる。」<sup>12)</sup>のであった。その上で「われわれにとっての問題は、眞理性を含んだ労働力保全の概念を、正しい経済法則（労働力の価値法則……筆者）の上にたてなおすことである」といわれるが、「ここで舟橋氏の考えていられるものが、『労働力の価値法則』ではなく、この法則についての『経済的基礎範疇』」<sup>13)</sup>である。しかも「舟橋氏は……『労働力の価値法則』と……主観的な『経済的価値』にもとづく法則として理解することにより、『経済的範疇』＝『普遍』ではなく『経済的価値』＝『個別』を基礎とする社会政策原理論と主張していられる」しかし「『経済的範疇』と『経済的価値』とを混同し……そこから……『経済主義的偏向』がしようする。また……そこから……経済的運動『法則の貫徹』を、『価値貫徹』<sup>14)</sup>として理解する、という誤まれる考え方が導きだされる。」さらに教授は「労働力の価値法則が作用しているからこそ階級闘争が展開されるのであり、その意味において階級闘争は、経済法則的根拠をもつ」という理解の仕方を示される。しかしながら教授の理解とは別に「それ（＝労働力の価値法則）は、労働力商品について『商品交換の法則によって封印されている』ところの、総資本家と総労働者との『権利と権利との対抗』が貫

<sup>18)</sup> 徹する」ということを含んでいるのである。また教授の説明に見られるように、「労働力の価値法則における『経済的基礎範疇』を、誤って『経済的価値』と考えると、そのような所説は、右にのべた『法則の貫徹』ではなく、『価値の貫徹』を主張するものとなる。したがってその所説は、労働力の価値『法則』の名において、『権利と権利との対抗』を除外し、ただ労働力商品が価値どうりに売られたかどうか、という経済問題にその視野を限定することになる。」かくして舟橋理論における労働力の価値法則といわれるものは結局のところ「経済的必然性」にのみ焦点をもつものといわざるをえないであろう。つまり「労働力の価値法則の作用にもとづいて生成・発展」したところの「社会的賃金」は外からの「労働運動の圧力を媒介にして生み出された」こととなる。更にまた「労働力の価値法則に含まれた労働者保護の要因を物質的基盤とし、そのような資本主義社会の内在法則を個々の資本家にたいする外的な強制法則とする国家の労働保護立法が制定される」といわれる論理からは「権利と権利との対抗」は法則にたいして明らかに外から加えられたものとなってしまった。上の引用部分は資本論の敍述をうけているのであるが、それは「資本は、労働者の健康や寿命には、社会によって顧慮を強制されないかぎり、顧慮を払わないのである。……しかし、一般的に言って、これもまた個々の資本家の意志の善悪によるものではない。自由競争が資本主義的生産の内在的な諸法則を個々の資本家にたいしては外的な強制法則として作用させるのである」という部分である。その注にはだからこそ労働日短縮のために「『国の強力的干渉』を請願し」「強制法が必要だという確信に達した」ということが例証されている。これについて舟橋教授は「『資本制的生産の内在法則』といっているもののなかには労働力の価値法則とそれにもとづく標準労働日の確立が含まれるのであるが、「『外的な強制法則』といふのは、階級闘争が主要な要因であるが……社会的世論の圧力その他を含むといってよい」として明らかに「権利と権利との対抗」＝階級闘争は「法則」の中か

ら除外されて「外的な強制法則」として捉えられている。しかしここでの含意は教授が理解しておられるように「権利と権利との対抗」を除外した労働力の価値法則にもとづいて、つまり「商品交換それ自身の性質」にもとづいて、いわば資本の自然律としての標準労働日確立という「労働力保全」の要因について説明しようとしているのではない。議論を主題の展開に戻すこと、しよう。次に社会賃金とは何か、社会賃金は如何なる性格をもつものであるかという点に視点が移されなければならないであろう。社会賃金は前稿で述べたように階層間の所得再分配にすぎず、階級間の再分配を伴うものではなかった。それは結局賃金そのものの中からニード別に再分配されたにすぎない。また社会賃金は資本の負担分があるとしても、それは闘争者たちの力の問題として争われた結果、形を変えて労働者の負担に転嫁されてしまい、労働力の価値の形態をとるものではない。従って社会賃金は正に追加的な賃金として現象してはいるが、剩余価値法則を突き抜けて現われたものではないということは明らかである。しかしそれにもかかわらず、われわれは社会賃金を資本の譲歩＝社会改良の実質をもつ社会政策として位置づけられるものであると考えて検討を進めてきた。舟橋教授の叙述の中にもそのように読みとれる部分は少くない。ただ教授の言われる社会的賃金の3形態の中には一般に社会政策＝資本による譲歩政策として理解されていない2形態が含まれている。たしかに資本制社会は生成の当初よりすでに述べたように、それぞれの歴史的、社会的な諸条件の下で賃金とは別個の生活補完の諸施策を生成させた。しかしそのすべてが社会政策であったわけではない。そこでその性格については次章で詳細にふれること、して、ここでは前述の限定にもとづいて教授のいわれる第3形態である社会保障に焦点を合せて社会賃金の性格について考察を進めること、する。

「たしかに「国家独占資本主義の下では賃金は労働力回復の必要性をまかなく主要な形態ではあっても唯一の形態ではない。」「賃金は労働力の価

## 社会賃金論について

値である。しかし、今日賃金だけが労働力の価値に対応する価値ではない」という現実の中から賃金の社会的補完が必然化し、その制度的保障の体系として社会保障制度が現われた。もとより生活保障という点に絞って考えれば「封建社会の被支配階級は、身分的従属を代償として、身分制的生活保障を与えられていたのに対して、市民社会における被支配階級たる労働者階級は、その個人の自由……の代償として、個人生活に対する自己責任を背負わせられたわけである。すなわち、市民社会の基本原理そのものには生活保障方式は内包されていない」のであった。それ故に市民社会の生成以来何等かの生活補完策が講じられて來たのであった。ただ国家独占資本主義段階における矛盾は国家の介入という形での社会的な補完を不可欠なものとしているという点で問題性が顕著であるといえる。しかしその現実的な内容をどう考えることができるかという点であるが、「現在直接賃金に対して、間接賃金ないしは『社会的』賃金（健保による移転、家族手当など）を対比させることは一般的であるが、賃金からの天引きを考慮に入れることはむしろ稀である。賃金に対して部分的に上乗せが行われても意味がないのであって、上乗せ部分はたかだか、労働者が使う移転部分、<sup>27)</sup> 公共サービス部分にすぎない」というのは、「雇用者の支出金であろうと、労働者の分担金であれ、保険の収入は発生源で徴収された、労働者個有の必要を満たすべき労働者収入の一部なのである」ということ、また「家族手当は、源泉徴収される可変資本の一部であり、それが子供のある家庭に配分されるものである」と考えられるからである。それは要するに社会賃金が労働力の価値の形態をとるものではなく、階級間の所得再分配を進めるものでもなくただ国民経済の全領域への国家の介入、ここでは「賃金からの天引き」或は「移転」という意味でその役割の増加を示すにすぎないものであるといえよう、しかも「ある時点で、労働者の闘いにより一定の譲歩を強いられた資本にとって、社会保障制度や家族手当制度は拠出の均等化によりリスクをカバーするための総コストを減少せしめると

いう利点をもっている。このことにより、なによりもまず、資本は直接賃金の総額を減少せしめうる」という点が考慮されなければならない。正しく社会政策は譲歩政策=社会改良の施策であるとしても、それは政策主体の意図を具体的に反映して実施されるわけであるから資本にとって「リスクをカバーするための総コストの減少」を計る方策として現われることは不思議ではない。不安定で予測不可能な可変の費用はむしろ直接賃金から控除して社会賃金に転化する方がより資本制的に合理性をもつことはたしかである。ここに資本制的合理性貫徹の手段という一面をもって実現された社会政策としての社会賃金の現段階的意義が存するといえよう。かくして社会賃金（=その完結体としての社会保障）は「賃金だけが労働力の価値に対応する価値ではない」という現段階における収奪機構の社会化への対応として必然化した生活補完策であり、正しく現代の社会政策であるといえよう。また「労働力の回復に対する他の給付形態（間接賃金・公共サービスの便益）や税金控除、インフレーション、強制貯蓄を考慮に入れれば労働力の価格である賃金は、労働力の価値に見合うものといえるかも知れない」<sup>31)</sup>すなわち社会賃金は公共サービス、税金控除などと同様な意味で考慮されるべき性格を有し、それらを合計としてとり込むことにより労働力の再生産が可能とされているのである。ただしこの中で社会賃金は資本の譲歩にもとづくものであって、賃金をめぐる社会政策の現代的形態であるという意味で他とは区別されるべきであり、それ故に賃金という表現がとられる面をもっているのであるといえよう。

かくて社会賃金論なる理論構成のもつ意義は明らかとなる。社会賃金論は結論的に言えば、社会賃金がすでに述べたように「賃金の基本法則」に従うものではないにもかかわらず、賃金の社会的補完として、『いわゆる社会『賃金』』として機能し、賃金の社会的補完としての役割を演じていること、いいかえれば労働力再生産費の不可欠の構成部分をなしているということから、すなわち労働力の価格である賃金は社会賃金を合計として

## 社会賃金論について

とり込むことにより「労働力の価値に見合うもの」を形成しているというところから、それなりの存在理由は明らかである。したがって『擬制的』に『賃金』の範疇をつかうことは、とりわけ否定されるべき理由がない。それ故社会賃金論は賃金の社会的補完として、また労働力再生産費の社会化形態としての社会賃金という意味で、更にまた資本の譲歩政策としての社会賃金＝賃金をめぐる社会政策の現代的形態という意味で、かかる論理という限りで一定の意義を担うものであるといふことが出来るであろう。更にそれは前稿で述べたように社会資本との対応においてその現代的意義は明らかである。

- 注 1) 舟橋尚道、「賃金と社会保障」(松尾均編『社会保障読本』) 19頁.
- 2) K. Marx, Das Kapital, I, S. 564, 邦訳, 大月書店版『全集』23巻a, 698頁.
- 3) 舟橋尚道, 前掲書, 190頁.
- 4) K. Marx, Lohn, Preis und Profit, 邦訳 大月書店版『全集』16巻, 150頁.
- 5) 同書, 148頁.
- 6) K. Marx, Das Kapital, I, S. 181, 邦訳, 『全集』23巻a, 226頁.
- 7) 拙稿, 「現代社会政策の特質」(『千葉敬愛経済大学研究論集』第7号) 70頁以下参照.
- 8) 舟橋尚道, 前掲書, 192頁,
- 9) 与田征, 「社会保障・社会政策・社会事業」(社会政策学会年報第13集『社会保障と最低賃金制』) 77頁.
- 10) 舟橋尚道教授は別の論文でも同様に述べている。「社会政策は資本主義社会における労働力の価値法制にもとづいて実現されるものであり, 逆にいえば労働力の価値法則は社会政策を媒介にして貫かれるものなのである」(「社会政策論の復活」『日本労働協会雑誌』153号所収, 6頁)と, 更に他の部分を見ると「労働力の価値法則は……社会政策の制度的要因に支えられてつらぬかれる」(同書13頁)「それは(=社会的賃金……筆者)労働力の価値法則の貫徹過程を示すもの」(前掲「賃金と社会保障」192頁)「社会政策が労働力の価値法則の貫徹形態として理解される」(「戦時社会政策論の評価について」, 社会政策学会年報第16集『社策政策と労働経済学』所収, 50頁)「社会保障(=社会賃金……筆者)は資本主義社会における労働

力の価値法則の実現形態である」(「賃金と社会保障」『週刊社会保障』621号所収、31頁)等々の所説が見られる。「もとづいて」「媒介として」の関係は本文で述べた。「法則の貫徹過程」「法則の貫徹形態」「法則の実現形態」という表現がそれに加わる。社会政策=社会賃金は法則の貫徹の具体的表現とされる。法則が貫いた結果として社会賃金が現われたことになるのであらう。しかし他方では「社会政策の制度的要因に支えられて」「媒介として」といわれる。この場合には結果に支えられて、結果を媒介として貫かれることとなる。かかる形容矛盾はともかく、逆に言えばといふわば表裏の関係で捉えられる限り、それは基本的なもの的作用、その反作用という相互作用としての関係ではなく単なる循環論にすぎないということができるであらう。

- 11) 舟橋尚通、前掲「賃金と社会保障」189頁.
  - 12) 同、前掲「社会政策論の復活」6頁.
  - 13) 同、前掲「戦時社会政策論の評価について」47頁.
  - 14) 矢島悦太郎、「社会政策の科学としての形成(二)」(『経済学論纂』第14巻第4号) 62頁.
  - 15) 同書、31頁.
  - 16) 同書、77頁.
  - 17) 舟橋尚道、前掲「社会政策論の復活」10頁.
  - 18) 矢島悦太郎、前掲書、102頁.
  - 19) 同書、103頁,
  - 20) 舟橋尚道、前掲書、12頁,
  - 21) K. Marx, a. a. O, S. 281~2, 『全集』23巻a, 353頁.
  - 22) a. a. O, S. 282, 同書, 354頁.
  - 23) 舟橋尚道、前掲書、6頁.
  - 24) 同書、8頁.
- 「実現の仕方如何にかかわりなく、資本の法則はそれみずからを貫徹する」(矢島悦太郎、前掲書、67頁)のである。したがって「法則それ自体と法則の実現とこの次元を異にする2つの論点は厳格に識別して考察することが必要である」(矢島悦太郎、「『出稼型労働論』と『アジア的共同体仮説』の社会科学における意義」、『中央大学90周年記念論文集』4頁)
- 25) ジヤン・クロード・デュフル、パトリス・グーヴェ、アンリ・ノロオ、石川章一郎訳、「フランス現代労働者状態論(I)」(『総評調査月報』86号5頁).
  - 26) 与田恆、『社会保障』15頁.
  - 27) 石川章一郎訳、前掲書、9頁.
  - 28) 同、前掲書(III) (『総評調査月報』88号) 3頁.

- 29) 同書, 4頁.
- 30) 同書, 3頁.
- 31) 同, 前掲書 (I) 5頁.

### 3. 社会賃金の政策論的意義

社会賃金を政策論的に考察するに際して、まずその内容について確認しておく必要があるであろう。われわれは社会賃金を、その端初形態は社会保険に、その完結形態を社会保障に見出しうると考えてこれまで考察を進めてきた。何故ならば社会保険は「労働力再生産費の『社会化』の最初の形態であった」ということ、いうまでもなくそれは資本の讓歩政策として、立法的措置を通して行われた方策であったという意味においてである。しかしてこれは保険性を通じての社会化であり、保険原理の作用する範囲に対象を限定するということからである。したがってそれが社会保障制度へと発展する中で依然として保険性を主要な柱としながらも社会性を強化しつゝ社会賃金としての性格が完結的に与えられると考えたからである。この場合社会保険・社会保障は社会政策であり、とりわけ社会保障は社会政策の現代的形態であるという理解の仕方が前提されている。舟橋教授もまた「社会保険・社会保障は賃金の延長線上にあるいわゆる社会賃金の範疇に属するものであり、その意味において社会政策の中心的内容を構成する」と述べて居られる。<sup>1)</sup> しかしこの文脈からすれば、「社会賃金の範疇に属するもの」というその「意味において社会政策の中心的内容を構成する」と読みとることができるのである。とすれば社会賃金は正しく「社会政策の中心的内容を構成するもの」でなければならない。この限りでは筆者の考えるところと異なる。ただその理解の仕方が逆である。われわれは社会保険・社会保障は社会政策である。そしてこれを賃金をめぐる社会政策の一環と考えたところから社会賃金論なる理論構成に一定の意義を考えた。だからこの意味で社会賃金は社会政策であると考えるのであつ

て、社会賃金であるから社会政策であると考えるわけではない。それ故舟橋理論とは論理の進め方としては逆の構造を示している。さて教授の社会賃金の諸形態はすでに述べたように、3つの形態を考えて居られる。この中には社会政策学者の間で一般に社会政策として確認されている社会保険・社会保障（社会保障については異論もあるが、その点は後に述べる。）と、社会政策でないとされているものが含まれている。前述のように社会賃金はすべからく社会政策であるならばその第一・第二形態とされている「労働組合の相互保険（＝共済制度……筆者）」や「フリンジ・ベネフィットおよび福利施設」は社会政策でなければならない。論理の必然としてそなならざるを得ないであろう。何故このような矛盾が生じたかというと、結局は「労働力保全の要因が当然に含まれる」労働力の価値法則の作用から「権利と権利との対抗」を除外し、経済的必然性に焦点を合わせ、「商品交換それ自身の性質」を社会的に補完するという単なる社会性のみを媒介項としてこれらの生活保障方式を賃金範疇として規定しようとされる方法的な誤りが指摘されなければならないであろう。かかる論理の導きの糸は「労働力保全」の概念である。教授は「社会政策の本質概念」として「労働力保全の概念」を肯定されている。しかし「超歴史的な労働力保全の理法によっては、資本主義社会の現象を解明できない。という点では<sup>2)</sup>（舟橋氏のばあいも……筆者）大河内氏のばあいと何ら変りはない。」なお大河内教授は共済制度は社会政策として考えて居られるかのようにも見えるが、明らかに、「雇主的福利施設は……本質上個別資本における労務管理上の一手段に外ならない」として社会政策とは異なるものとして居られる。また「企業は労働力の確保のためにさまざまなフリンジ・ベネフィットを導入」したのであればこれも上と同じ論理があてはまることとなるであろう。したがって少くとも第二形態は大河内理論からは社会政策とは考えて居られない。しかるに舟橋教授は「社会的賃金の端初的な形態は、慈惠的な制度としての従業員の福利増進政策であった」とされている。とい

## 社会賃金論について

うことは「労働力保全」の論理を「労働力の価値法則の作用」として捉えかえした結果、大河内理論以上に「労働力保全」に傾斜することになったということが出来るであろう。ともあれ「本質論争の当時多くの学者は社会政策の『本質』概念としては労働力保全の概念を否定したが、舟橋氏はこれを肯定<sup>6)</sup>した。だから教授は大河内理論を基本的に支持しながら、これを批判することになる。それは要するに「『法則』と『本質』とが等視<sup>7)</sup>され、法則が固定化して考えられていること」による。この結果、舟橋理論にとっては「労働力の価値法則は、社会政策を媒介として貫かれ」また逆にいえば法則の作用にもとづくことはもとより「労働力の価値法則は、現実には階級闘争を媒介として貫かれる」という論理も矛盾するものではなく、必然的となるし、「労働力の価値法則は、賃金の基本法則であるから、社会政策論は賃金論と深いつながりをもたざるをえない。いいかえれば社会政策論は賃金論の発展分野として位置づけることができる」と矛盾を拡大しつつ飛躍するのも必然であろう。かくして舟橋理論における「社会的賃金」=社会政策ということは、したがってまた社会的賃金の第一・第二形態が「社会賃金の範疇に属する」「その意味で」社会政策であるということは必然とならざるをえないであろう。

われわれは社会政策を国家が行う社会改良の諸施策であり、資本家階級<sup>9)</sup>の労働者階級への譲歩政策としての本質をもって現われると考える。したがって舟橋理論とは異って、その第3形態だけを社会賃金と捉えた。それは正に賃金をめぐる社会政策の現代的対応として現われたものであると理解するからである。資本主義社会はその発展段階に対応してトラック・アクトなど若干の賃金保護、最低賃金制そして社会賃金という賃金保護政策=賃金をめぐる社会政策を生み出して來た。また一方生活補完の方策としては、慈恵性（救貧法=賃金補助制度）、保険性（共済制度・社会保険）、社会性（社会保障=社会賃金の完結形態）という性格をそれぞれの段階における基調としてあらわに示しながら、一定の必然性をもって、その性格

転換を遂げつつ、制度的条件を配置した。この中で、主題に即して考慮さるべき重要なことは保険性のもつ限界を補充するものとしての社会性強化のプロセスである。具体的には保険原理を基底に据えながらも、それが国家の政策としての社会保険を生み出したこと、更にはその発展として社会保障制度が確立する過程である。この過程は正しく資本制的生産における新たに発展した生産＝階級関係を総資本家対総労働者という明確な対抗関係として視野に捉えられたところから進行し、その量的・質的な発展との対応として完結する政策対応の過程であった。いいかえれば保険性の示す資本制的合理性を貫徹させつゝ、その限界を資本制的経済の全領域に国家が介入することが必然化されるような状況を背景とした階級関係の下で進行する政策対応ということである。この意味での社会政策として一定の意義を担うものであった。

ところで社会保険は社会政策であるという理解については諸学者の間に異論はないが、社会保障については社会政策のフレーム・ワークの外に置かれる学者も必ずしも少くはない。<sup>11)</sup> その理由とするところは社会保障の対象が「労働者」ではなく「国民一般」であるという点に置かれる。この場合労働者と国民一般を区別する論理は社会政策の対象を超歴史的・抽象的な「労働力」と捉えるところから導かれているようである。政策対象を労働力として労働者と切り離して抽象的に捉えるならば、たしかに「国民一般」は必ずしも労働力として捉えられない部分を含んでいる。過去の「労働力」或は未来の「労働力」ではありえても、現役の「労働力」たりえない層は少くない。「労働力」を「賃労働」と読みかえたとしても事態は変わらない。依然として「国民一般」とは区別されているかぎりそうである。このような観念は言うまでもなく「労働保護立法の理論について」の論文に発する大河内理論以降の顕著な思考方法であるように思われる。<sup>12)</sup> しかしながら労働力は労働者とは不可分離のものである。多くの論者もこの点は肯定して居られる。ところが「経済学的に解明」するということから労働

## 社会賃金論について

力が独り歩きをはじめるかのようである。しかし資本制社会において労働力は労働力商品として労働市場に現われるや否や、生産＝階級関係を結ぶ。それは労働力商品が「商品交換それ自身の性質」と「権利と権利との対抗」とを統一的に具現しているからに外ならない。そこから社会政策の必然化される論理が導かれる。だからわれわれは社会政策の対象を議論するに当っては、当然に労働力と労働者とを統一的に包括する労働者階級＝総労働者として捉えなければならない。この場合問題は階級関係の捉え方である。「資本主義社会における階級闘争は資本家と労働者の抗争を中心とするが、実際には、その他もろもろの階級の抗争が、この両階級のあいだの階級闘争に絡みあってくる」<sup>13)</sup>のである。しかしこでの基本的な関係は資本家階級と労働者階級の対抗である。すなわち資本主義の各段階における諸関係の変化は当然にそれぞれの歴史段階における主要な政策対象領域の比重の変化を齎らす。それ故この比重の変化を含意しつつ、なおこれらの諸領域を包括して、その対象領域が設定されなければならない。かかる意味で社会政策は資本制社会の内在矛盾から生ずる基本的な階級を中心とする対抗関係にもとづいて生じた社会問題への資本制的な対応であった。したがって社会政策の対象は抽象的な労働力ではなく総体としての労働者＝労働者階級として捉えられることとならざるをえない。それ故社会保障は労働力にかかわらない国民一般が対象であるから社会政策ではないとする論理が成立しないことは明らかであろう。国民一般を労働者と区別する規定の仕方は明らかに「形式主義におちいっているといってよい」とは舟橋教授も指摘して居られる。しかしだから舟橋理論においては社会保障は「社会政策の中心的内容を構成する」のであるが、この理論自身の性格が「経済的範疇」を「経済的価値」と混同し、したがって「労働力の価値法則の名において」「権利と権利との対抗を除外する」ものである限り、慈惠制度や互助制度もまた社会政策となってしまうのであり、生産＝階級関係視点が欠落している以上、先に述べた対象概念とは自ずから異質なものとなるのは必

然であるといえよう。ところで社会保障＝社会賃金は国家独占資本主義段階における窮乏の形態変化とそれにもとづく対抗関係の多様化への対応として、資本の譲歩政策として現われたものであったが問題は譲歩の在り方である。社会政策は本来対抗関係の在り方を反映し、実施に当っては政策主体の意図の具体的に反映して立法化・制度化されて完結するものであるから、その経済的・社会的限界は自ずから設定される。<sup>15)</sup>社会賃金の充実は、この意味で多くの困難に直面せざるを得ない。社会賃金は一方では一般的な賃金水準に規定をうけると共に他方では全労働者的な統一運動への契機とはなり難い性質をもっている。例えば大巾賃上げはよく組織された労働組合運動の統一目標となりうるとしても最低賃金制はまぎれもなく労働者階級の要求であるにもかかわらず自己完結的な目標として、必ずしも全労働者を包括した運動への契機とはなり得なかった。社会賃金にも同じことが言える。したがってその実質はきわめて限定されざるを得ないから、これを全労働者的な要求として推進されることが何より必要であるが、社会賃金の充実のためには一般に言われているように完全雇用と本格的な最低賃制度の存在が不可欠の前提条件とされる。しかもこのようにして成立したとしても必ずしも「社会保障制度なるものは生活保障の万能策ではない。社会保障制度が確立されても市民社会の生活原理は——個人生活に関する個人の責任——は基本的には厳然として貫ぬかれている」のである。<sup>16)</sup>

要するにかかる性格を担う社会賃金なる生活保障方式の社会化は、現代資本制社会における再生産の基礎条件をなすものとして、すなわち再生産構造の政策的保障の手段としての役割を他面で担わせられて制度的に確認されてきたものであったという観点から筆者は前稿で社会資本との対応関係を示した。そこでの含意は社会資本と社会賃金との区別と関連を明らかにすることにより、何れも等しく資本主義の現段階における国家の政策としての意義を明らかにしようとするところにあった。しかしその際に示した関係式はややもすると「生活連関の社会資本」をも「社会賃金」として

## 社会賃金論について

捉えているかのような誤解の生ずるおそれがないともいえぬと思われるの  
で、この点について若干敷衍しておくこととする。筆者ここでの主張は  
「社会资本」に「産業連関のそれ」と「生活連関のそれ」があると同様  
に、「社会賃金」にも「産業連関のそれ」と「生活連関のそれ」を対応さ  
せることができることを示したものであって、「生活連関の社会资本」或  
は「生活基盤施設」とよばれるものがすべて社会賃金であると主張  
しようとするものではない。「産業連関の社会賃金」或は「産業基盤施  
設」とよばれるものが必ずしもすべて社会资本を意味するものではないこ  
とと同様である。要するに社会賃金は資本のための労働力の継続的な確  
保、その意味での「労働力の再生産保障」と労働者の生涯にわたる生活の  
保障という意味での「労働者の生活保障」という二重の性格をもつもので  
あることを示したにすぎない。これは社会政策が資本によって譲歩政策と  
として行われる以上、当然に担う2つの側面である。しかもこれらの政策  
は生成の条件を異にしながらも、それが現代の資本主義社会において必然  
化されたものであり、両々相俟って資本の順当な再生産機構を支えている  
ということを確認しようとしたものである。それ故具体的に言えばいわゆる  
公共サービスなどは社会賃金の領域に属さないことはいうまでもない。  
つまり社会賃金は現代の資本主義社会における収奪機構への対応であり、  
労働力の再生産費を社会化し、収奪の条件を再生産するものである。その  
意味で社会资本との対応を考慮することは一定の意義を有すると考えたの  
である。（未完）

- 注 1) 舟橋尚道、前掲「社会政策論の復活」12頁。  
2) 矢島悦太郎、前掲「社会政策の科学としての形成（二）」71頁。  
3) 大河内一男、『社会政策（各論）』21～2頁、また「共済組合等のごとき  
は、本来労働運動の附属的事業として遂行さるべきものであって、所謂福  
利施設の範疇に入れるべきものではなく」（同書25頁。）とされているが  
その後の文脈からは社会政策と考えて居られるようでもあり「附属的事

業」ということで尽きるものであるようにも読みとれるが何れにせよあまり重要ではない。

- 4) 舟橋尚道, 前掲「賃金と社会保障」195頁.
- 5) 同書, 194頁.
- 6) 矢島悦太郎, 前掲書, 3頁.
- 7) 同書, 117頁.
- 8) 舟橋尚道, 前掲「社会政策論の復活」7頁, 「もとづいて」と「媒介として」が「逆にいえば」という語で結ばれるこの理論からは, ここでの含意を「社会政策を媒介として」労働力の価値法則=賃金の基本法則は貫かれるから「社会政策論は賃金論の発展分野」と読むことは不当ではないようと思われるが, 媒介者が媒介されたものの「発展分野」ということの意味はどう理解すべきことなのであろうか。
- 9) 拙稿, 前掲書, 58頁以下参照.
- 10) 拙稿, 「社会政策の段階的展開についての一考察」(『千葉敬愛経済大学研究論集』第2号) 95頁以下参照.
- 11) その典型的な事例は岸本英太郎教授の所説である。教授は「社会保障は社会政策ではない。……社会政策は賃労働を対象とする政策であるのに, 社会保障は賃労働者ばかりでなく……国民一般をもその対象としてふくむからである」(岸本英太郎『社会政策』44頁)とされる。その論拠は「社会政策は資本が労働力を安定的に確保し, もって利潤を安定的に獲得するための国家の社会改良政策である」(同書, 45頁)というところにある。「労働力の安定的確保」がここでのきめ手となる。その限りでは教授が最も精力的に批判された「社会政策を以って『労働力』の確保と培養のための総資本の政策として規定して来た」(大河内一男『社会政策(総論)』206頁)大河内理論と区別しがたい。したがって大河内理論への批判はそのままここでも適用しうるであろう。
- 12) 服部英太郎教授は「労働者保護, 労働力担当者の保護から労働力の維持培養への重点の転化は, 新たな経済理論に最も性格的なもので……『労働保護立法の理論に就て』は, その先駆をなした業績である」(服部英太郎「社会政策の生産力説への一批判」『服部英太郎著作集V』所収, 9頁, と早くから指摘して居られた。
- 13) 矢島悦太郎編, 『社会政策概論』21頁.
- 14) 舟橋尚道, 前掲書, 12頁, 教授のこの指摘は正しい。ただ国民概念の扱い方があいまいである。「労働者の社会的圧力が国民的圧力に発展してきた」(同書, 12頁)といわれる発展が何を意味するのか不明である。「国家独占資本主義の形成のもとで窮屈する国民層(事実上賃金労働者と異なる状態に陥しいれられた自作農民や中小零細商工業者, さらには被救的窮民層)の増大にともない, その対象は拡大される」「国民経済の構造変化

### 社会賃金論について

と、窮乏の性格変化により……救済方法の制度的原理もおのずから変化した」（矢島悦太郎、前掲書、23頁。）のである。また社会保障の諸給付を「賃金の社会的補完」と捉えられる角田教授は「（社会保障は）その基本的対象を賃労働におく……社会保障の性質・規模を決定する要因もまた国民（国民の構成において労働者階級が代表的なものとなっている）を代表する労働者階級の階級闘争にある」（角田豊「社会政策の必然性と社会保障」『社会政策学の基本問題』大河内一男先生還歿記念論文集、第一集』所収80頁）という意味で「社会保障は現代の社会政策体系の重要な一環」（同書89頁）とされる。

15) 拙稿「最低賃金制の生成条件と効果 下」（『千葉敬愛経済大学研究論集』第4号）69頁以下参照。

第16) 与田柾、前掲書、92頁。